

裏

注 意 事 項

- 1 この証明書を、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この証明書を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにこの証明書を返納しなければならない。
 - (1) 役員及び職員でなくなったとき。
 - (2) 有効期間が満了したとき。
 - (3) 記載事項に変更があったとき。
 - (4) 使用に耐えなくなったとき。
- (備考) 1 再発行の場合は、 再発行 と表示する。
 - 2 フィルムで完全密封する。